

申 入 書

平成26年9月22日

警 察 庁 御 中

〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル4階

THEペット法塾代表

弁護士 植 田 勝 博
電話06-6362-8177、FAX06-6362-8178

第1 申入の趣旨

名古屋地方検察庁は、平成26年（2014年）7月30日に、警察が、捨て猫を遺棄したとして動物愛護管理法違反などの疑いで書類送検された愛知県警東海署会計課の男性職員（59）と同県動物保護管理センター知多支所（愛知県半田市）の男性支所長（53）について、東海署職員は平成25年8月と10月、同署に届けられた猫3匹を畑に逃がしたとして同法違反（遺棄）容疑で、支所長は猫を逃がすようこの職員を唆したとして同法違反の教唆容疑で、平成26年4月に書類送検した件について、「動物愛護管理法の愛護動物を遺棄とは危険な場所に捨てることを指し、畑に逃がした行為は遺棄にはあたらない」ことを理由に犯罪にあたらないとしていずれも不起訴としたことは、法解釈を誤り、不当な処分です。

当会は、名古屋地方検察庁に対して、上記解釈、処断が誤っていることと、その是正を求めて申入をしましたが、警察庁と愛知県警察本部に対して、動物愛護管理法の遺棄事件について、適正な解釈と処理がなされることを求めます。

第2 申入の理由

1 猫遺棄事件と不起訴

平成25年8月と10月に、愛知県警東海署会計課の男性職員（59）と同県動物保護管理センター知多支所（愛知県半田市）の男性支所長（53）について、生後1～2か月の間の子猫が段ボールに入れられて動物病院の前に捨てられた猫が同署に届けられ、その猫3匹を畑に逃がした。

東海署職員は捨て猫を遺棄したなどとして、支所長は猫を逃がすようこの職員を唆したとして、動物愛護管理法違反などの疑いで書類送検された。

これについて、平成26年（2014年）7月30日に、名古屋地検は、「遺棄とは危険な場所に捨てることを指し、畑に逃がした行為は遺棄にはあたらない」として、不起訴とした。（平成26年（2014年）7月31日新聞報道）

2 愛知県猫遺棄告発

平成25年10月に、段ボール入れられた1カ月半位の子猫が病院玄関前に捨てられていた。通報を受けた警察はそれを遺棄とは認めず、子猫は警察に一旦引き取られた。その後、警察から、動物保護管理センターに連絡したところ、「自立している子は放すこと」と言われたということで、子猫は、警察によってT市内へ放された。警察は、「自然のものだから自然に帰した」と言い、段ボールに入れられて捨てられていたこと、警察が別の場所に子猫を捨てたことは、遺棄にはあたらないと言った。

その後、猫遺棄事件について、平成26年1月31日、告発が受理され、警察は遺棄として捜査をし、事件は名古屋地検へ送致された。

3 名古屋地検の解釈と処分の誤り

上記の、名古屋地検の「遺棄とは危険な場所に捨てることを指し、畑に逃がした行為は遺棄にはあたらない」とする理由とそれに基く不起訴の処断は明らかに誤った法解釈である。

(1) 遺棄罪の意義

刑法上「遺棄」は、単純遺棄罪（刑法217条）と保護責任者遺棄罪（同法2

18条)があり、遺棄罪は広狭二義があり、狭義の遺棄は、被遺棄者を現在の場所から他の場所へ移すこと(移置)、広義の遺棄は、移置のほか、被遺棄者をそのまま遺留して置き去りして放置することである。

法益は、「被遺棄者の生命・身体に危険を及ぼす行為」であり、具体的な生命・身体に危険が発生することは不要で、「危険が発生する抽象的危険」があれば犯罪は成立するとされている。

(2) 名古屋地方検察庁の判断の誤り

事件は、「生後1～2か月の間の子猫が段ボールに入れられて動物病院の前に捨てられた」事件であり、「引取った猫を警察が、(動物愛護センターに届けると殺処分を受けるので)、畑に逃がした」事件である。

名古屋地検は、「遺棄とは危険な場所に捨てること」であって、「同警察署が届けられた猫を畑に逃がした」ことは、危険な場所に捨てることではないから遺棄ではない、と解釈をしたことが報道されている。

同検察庁の解釈と判断は誤っている。

動物遺棄とは、動物を公園や誰かに飼って貰える様な場所に捨てても、餓死や交通事故など「生命・身体に抽象的危険危険が発生すること」は明らかである。

動物遺棄とは、「動物が保護される状況から保護されない状況に置かれて、生命・身体が安全が保護される状況から保護されない状況に置かれて抽象的に危険が発生する状況に置かれれば遺棄である」というべきである。

もし、名古屋地検の解釈が許されるなら、「赤ん坊を病院の前に置いて立ち去ることは遺棄ではない」ということとなる。これは「遺棄」の判断としては明らかに誤っている。(移置して遺棄。単純遺棄に相当)

ブリーダーが動物を放棄して夜逃げをすれば、置き去りによって危険にさらされるものであって遺棄である。(保護責任者遺棄に相当)

遺棄とは、「被遺棄される動物が保護される状況から保護されない状況に置かれて生命・身体が抽象的に危険が発生する状況に置く」行為である。

危険が発生するような状況に置けば足り、だれかが救ってくれるであろうことは、犯罪の発生の障害事由ではない。

- (3) 本件事件の内容は、「生後1～2か月の間の子猫が段ボールに入れられて動物病院の前に捨てる」ことも、「引取った猫を警察が畑に逃がした」ことも、「動物を保護せずに生命・身体に危険が及ぶ可能性に置く」行為であり、これは、動物遺棄行為であり犯罪行為である。

名古屋地検の、(仮に起訴猶予ならばともかく)、本件事件について、「危険な場所に捨てること」ではないとして犯罪ではないとして不起訴としたことは明らかに誤っている。

4 動物愛護管理法（以下「動物愛護法」と言う）の内容と警察、検察の責任

(1) 動物愛護法と動物遺棄罪

動物愛護法の目的は「動物の遺棄の防止、動物の健康及び安全の保持等、生活環境の保全上の支障の防止並びに人と動物の共生する社会の実現」（1条）である。規定の項目は、「動物の遺棄の防止」、「動物の健康、安全」「環境の保全」である。これを実現するための法規制が動物遺棄罪である。

同法の基本原則は、「動物が命あるものであること」にかんがみ、「動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにする」のみでなく、「人と動物の共生に配慮して適正に取り扱うこと」（2条1項）である。

同法の基本原則は「動物の命」と「人と動物の共生」であり、「みだりな殺傷」と「動物虐待」の禁止である。これを実現するための法規制が、動物殺傷罪と動物虐待罪である。

平成24年法改正により法2条2項の規定が追加され、具体的に、「給餌、給水」、「必要な健康の管理」「動物の種類、習性等を考慮した、飼養、保管のための環境の確保」の義務を規定した。

同法の目的、原則は、動物の命、共生と福祉である。

野良猫についても、国民は同法の福祉の義務を遵守する義務があり、上記の規定

を確保するために、動物遺棄罪、動物虐待罪（給餌、給水をしない、劣悪な環境に置くなどの具体化）、動物殺傷罪の重罰化の改正がなされた。

動物の福祉を旨とする飼養義務の実効性を確保するためには、警察、検察の役割が大きく、動物犯罪を積極的に取り上げ、法律の機能をさせることが必要であり、警察、検察にはその責務がある。

5 警察庁への申入

上記の通り、動物愛護法は、所有者、占有者の、動物福祉の飼養義務や、終生飼養義務が規定され、その実効性を確保するためには、遺棄罪が機能するための警察、検察の役割が大きな責任と言えます。

この点から、名古屋地検の上記の法律解釈による処断は明らかに誤っています。当会は、名古屋地方検察庁に対して、上記の解釈と処断の誤りについての意見と、動物愛護管理法の遺棄事件について、適正な解釈と処断がなされることの申入をしました。

当会は、警察庁と愛知県警察本部に対して、動物遺棄事件について、警察においては、動物愛護管理法の動物犯罪について、その取締りと検挙がなされ、適正な刑事司法が運用されることを求めます。